

学術情報総合センター規則

制 定 平成 8 . 1 0 . 1 規則 8 8

最近改正 平成 1 2 . 4 . 1 規則 2 4

大阪市立大学学術情報総合センター規則を公布する。

大阪市立大学学術情報総合センター規則

(目的)

第1条 大阪市立大学学術情報総合センター(以下「センター」という。)は、学術情報の収集及び提供並びに情報システムの研究開発を行うことにより、大阪市立大学における教育研究に資するとともに、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的とする。

(センターの利用)

第2条 センターは、大阪市立大学の教職員及び学生の利用に供するものとする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、大阪市立大学の教職員及び学生以外の者にセンターを利用させることができる。

(所長等)

第3条 センターに所長、副所長及び次の教員を置く。

教 授
助教授
講 師
助 手

2 所長及び副所長は、大阪市立大学教授をもつて充てる。ただし、必要があるときは、本市職員のうちから市長が命ずることがある。

3 所長は、学長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

4 副所長は、所長を補佐し、センターの事務を整理し、所属員を指揮監督する。

5 副所長は、所長に事故があるとき又は所長は欠けたときは、所長の職務を行う。

(分館)

第4条 センターに医学分館(以下「分館」という。)を置く。

2 分館に分館長を置く。

3 分館長は、大阪市立大学医学部の教授又は助教授をもつて充てる。ただし、必要があるときは、本市職員のうちから市長が命ずることがある。

4 分館長は、所長の命を受け、分館の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(運営委員会等)

第5条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センターに学術情報総合センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 センターに属する教員の教育研究活動等に関する事項を審議するため、センターに

学術情報総合センター教員会議(以下「教員会議」という。)を置く。

(事務組織)

第6条 センター(分館を除く。)の事務を処理するための事務組織については、市長が別に定める。

- 2 分館の事務を処理するため、分館に主査その他の職員を置く。
- 3 分館の主査は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 4 分館の主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(施行の細則)

第7条 運営委員会及び教員会議の組織及び運営その他この規則の施行について必要な事項は、所長の意見を聴いて学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 大阪市立大学附属図書館館則(昭和33年大阪市規則第89号)
 - (2) 大阪市立大学計算センター規則(昭和43年大阪市規則第64号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。